

●砂防指定地等制限行為許可申請及び協議における提出書類一覧表

書類名	提出の求める条件	記載事項の注意事項
許可申請書・協議書	必須	例文参考
添付書類		
①位置図		
位置図	必須	
②計画書類又は設計書類及び仕様書		
計画平面図	必須	
土地利用計画図	宅地造成等工事完了後の利用計画がある場合	
縦横断面図	必須	
土量移動図	掘削、盛土等の土工がある場合	
流域図	排水計画及び水理計算を行う場合	
排水計画図	排水施設を新設する場合	
防災計画図	防災計画がある場合	
各種構造図	擁壁、橋台、盛土補強工等の構造物を新設する場合 (吊足場等の仮設構造物も同様)	
★求積図	必須	協議書に記載する地積の数値(行為面積)の算出根拠を記載、添付してください
★水理計算書	河川内(上空を含む)での作業を行う場合 (橋梁修繕時等の仮設吊足場を設置する場合も計算してください)	流量計算時に含砂量を見込んでいない場合や橋梁としての余裕高を見込んでいない場合が多いため、注意してください(詳細は「砂防指定地内等制限行為の審査における技術基準」P21～を確認してください)
構造物安定計算書	擁壁、橋台、盛土補強工等の構造物を新設する場合	
土量計算書	掘削、盛土等の土工がある場合	
工事仕様書	工種が複数ある場合	

★工事工程表	必須	河川作業の場合は、出水期の施工か否か分かるよう、明記してください
採取量計画書	行為内容が「土砂、鉱物の採取」の場合	
採取後の措置計画書	行為内容が「土砂、鉱物の採取」の場合	
③利害関係者の承諾書		
承諾書	利害関係者がある場合 (利害関係者とは、危険区域での行為によりがけ崩れなどの危険性が増大する関係者のこと)	
④知事が必要と認める書類		
★他法令による規制を受ける場合、その許可書	他法令(河川法等)による許可、協議が必要な場合	河川法の場合、許可申請が必要な場合は、その許可証の写しを添付してください(その他法令も同様) 時間的に許可証が添付できない場合は、申請書の写しでも可能です。その際は、申請した行為が、許可が下りる担保を取り、メモ等を添付してください。 許可申請が不要となる場合でも、不要となるまでに至った議事録等の協議記録を添付してください
★公図・登記内容証明書	必須	
現地写真	必須	
⑤その他		
法面保護工選定根拠	切土面・盛土面等に法面保護工を施工する場合	法面保護工選定表等の工法決定に至るまでの根拠を作成、添付してください

※ 上表の「提出を求める条件」に当てはまらない場合でも、提出を求める場合があります

※ 赤字の書類については、必ず提出していただく書類ですので、作成をお願いします

※ 書類名に★を記載している箇所は、必要であっても、添付されていない事案が多いため、注意してください